

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(平成28年11月分)

○市電（輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故）

・人身傷害事故（2件）

概要：

発車の際、空いていた座席に座ろうとした乗客がバランスを崩し、横に座っていた乗客に寄りかかったため、寄りかかれた乗客が窓枠で後頭部を打撲したもの

場所：郡元停留場（下り）

停留場発車時に、乗車口ドアを閉める際の確認不足により、乗車しようとしていた乗客がドアに手を挟み打撲したもの

場所：加治屋町停留場（上り）

・軌道敷内での車両等との接触事故（4件）

概要：

相手車両の運転手が、後方から電車が接近していることに気づかず、右折しようとして電車進行方向先の軌道敷内に進入したもの（1件）

場所：西千石町交差点内

相手車両の運転手が、バスを避けようとして軌道敷内に進入したため接触したものの（1件）

場所：加治屋町交差点内

軌道敷内に停車していた相手車両の運転手が、慌ててバックしたため接触したものの（1件）

場所：中郡交差点内

相手車両の運転手が、駐車場から出る際、不確認で軌道敷を横断しようとしたため接触したものの（1件）

場所：中洲通ポイント付近

◆自動車が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。多くの事故は軌道敷内に急に右折車が進入し、市電は急に止まれないために接触してしまうケースがほとんどです。軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○市バス（輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの）

・該当なし

◆バスの発着時は大変危険ですので、なるべく着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとつかまりください。